

# 所沢市男女共同参画推進条例

平成16年9月24日  
条例第26号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 基本計画（第8条－第11条）

第3章 男女共同参画苦情処理専門委員（第12条・第13条）

第4章 拠点施設（第14条－第25条）

第5章 男女共同参画審議会（第26条－第32条）

第6章 雑則（第33条）

### 附則

日本国憲法には、すべての国民は法の下に平等で、性別によって差別されないとうたわれています。市民一人ひとりが互いを尊重し、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、誰もがその人らしく、のびやかに生きられる社会の実現は私たちの願いであります。

国では、国際婦人年の取組をはじめ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など、国際的協調をもって男女間の格差是正に取り組んできましたが、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現は重大かつ緊急の課題であると位置付け、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定されました。

所沢市では、昭和56年に設置した所沢市婦人問題協議会からの提言等に基づいて、所沢市女性計画を策定したり、所沢市女性センターを開設するなど、早くからこの課題に取り組んできました。県内最初となる女性センターは、市民からの愛称募集により、平等・対等を意味する「ふらっと」と命名され、市民に親しまれてきました。

法制度などの枠組は整備されてきましたが、身近な地域社会のなかでは、長い間に形成された性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行により、育児や介護の役割分担が女性に偏ったものになり、重要な意思決定過程への女性の参画が不十分であるなど、社会の対等な構成員という観点から見ると、いまだに多くの課題が残されています。さらに近年は、性別による不当な権利侵害や女性に対する暴力が増加するなど、新たな課題も顕在化しています。市民一人ひとりが、こうした課題に目を向け、共に考え、市と市民及び事業者が互いにパートナーとして、また男女が対等なパートナーとして課題解決に取り組む必要があります。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指し、さらに将来にわたって、一人ひと

りの人権が尊重され、豊かな文化と活力ある地域社会・ところざわを創造するため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、所沢市（以下「市」という。）における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手を不快にさせ、個人の生活環境を害したり、相手方の対応によって不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者からの身体的、精神的又は経済的な暴力をいう。
- (5) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として取り組まなければならない。

- (1) 一人ひとりが互いを大切にし、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、一人ひとりが多様な生き方を選択できること。
- (3) 市の政策又は民間の団体における方針等の立案及び決定に、男女が社会の対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動とその他の活動とが両立できること。
- (5) 国際社会での取組の成果を尊重し、国際的協調をもって進められること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、埼玉県その他地方公共団体、市民及び事業者と連携して取り組むとともに、施策を実施するため必要な体制を整備し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

2 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に対して積極的に発言し、協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を通じて男女共同参画社会の実現に努めるとともに、職場における活動と家庭生活その他の活動とが両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に対して積極的に発言し、協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、いかなる場においても、性別による権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

## 第2章 基本計画

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、第26条に規定する所沢市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関し、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 政策、方針等の意思決定過程における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、社会のあらゆる分野の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう必要な措置を講ずること。
- (3) 学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずること。
- (4) 子育て、介護等の家庭生活における活動とその他の活動とが円滑に行われるため、必要な措置を講ずること。
- (5) 雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し協力を求める等必要な措置を講ずること。
- (6) 男女が互いの性への理解を深め、生涯にわたる健康が維持されるため、必要な措置を講ずること。
- (7) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの根絶に向け、必要な措置を講ずること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する情報を提供するため、広報活動、学習機会の提供、情報誌の発行その他必要な措置を講ずること。
- (9) 男女共同参画の推進組織を整備するため、必要な措置を講ずること。  
(男女共同参画の推進に関する自主的な活動への支援)

第10条 市は、市民及び事業者が自主的に行う男女共同参画の推進に関する活動が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(性別による権利侵害等に関する相談への対応)

第11条 市は、第7条において禁止する性別による権利侵害等について市民及び事業者からの相談を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画苦情処理専門委員

(専門委員)

第12条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）を適切かつ迅速に処理するため、男女共同参画苦情処理専門委員（以下「専門委員」という。）を置く。

- 2 専門委員は、3人以内とし、男女共同参画に高い識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。ただし、重要な

事項については、専門委員の合議によるものとする。

4 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(苦情の処理等)

第13条 市民及び事業者は、専門委員に対し、苦情の申出を行うことができる。

2 専門委員は、苦情の申出があったときには、必要に応じて当該施策の実施機関等に対して調査を行い、その結果について市長に対し意見を表明することができる。

3 市長は、専門委員から調査結果に基づく意見の表明を受けた場合は、これを公表するとともに、当該意見を尊重するよう努めるものとする。

## 第4章 拠点施設

(設置)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者の男女共同参画に関する活動を支援するための総合的な拠点施設として、所沢市男女共同参画推進センターふらっと（以下「センター」という。）を所沢市寿町27番7号に設置する。

(業務等)

第15条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 男女共同参画の推進に係る講座、講演会等の開催に関すること。

(2) 男女共同参画の推進に係る資料の収集及び提供に関すること。

(3) 男女共同参画の推進に係る相談に関すること。

(4) 男女共同参画の推進に係る市民及び事業者の自主的な活動の支援に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 市は、センターの業務の実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるものとする。

(利用時間)

第16条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第17条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 木曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同日が前号に規定する日に当たるときの翌日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 市長は、特に必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる

る。

(センターの利用)

第18条 センターは、第15条第1項に規定する業務に支障のない限り、市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者及び主としてこれらの者で構成されている団体並びに飯能市、狭山市又は入間市に住所を有する者及び主としてこれらの者で構成されている団体並びに市長が必要と認める者に利用させることができる。

(利用の許可)

第19条 別表に定めるセンターの施設(以下「会議室等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的として利用するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、センターの管理上特に支障があると認められるとき。

(利用の許可の取消し等)

第21条 市長は、センターの管理上特に支障があると認めるとき、又は会議室等の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がその権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (2) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により利用の停止又は許可の取消しを命じた場合において利用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(使用料等)

第22条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により会議室等を利用することができないときは、使用料を還付することができる。

(使用料の減免)

第23条 市長は、公用又は公共的事業のために利用する場合において必要と認めるときは、その申請により使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第24条 利用者は、会議室等の利用が終わったときは、速やかに、原状に復さなければならない。第21条の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した費用は利用者の負担とする。

(損害賠償)

第25条 利用者は、その責めに帰すべき理由によりセンターの施設等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

## 第5章 男女共同参画審議会

(設置)

第26条 男女共同参画の推進に資するため、所沢市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第27条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、男女共同参画の推進について、必要に応じ、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第28条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(構成)

第29条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画に高い識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民その他の市長が必要と認めた者

(任期)

第30条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第31条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

## 第6章 雑則

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(所沢市男女共同参画協議会条例及び所沢市女性センター条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 所沢市男女共同参画協議会条例（昭和56年条例第23号）

(2) 所沢市女性センター条例（平成6年条例第36号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に定められている所沢市男女共同参画計画は、第8条に規定する手続により定められた基本計画とみなす。

4 第19条の規定による会議室等に係る事前の利用の手続及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護審議会委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画苦情処理専門委員	〃	16,000円
----------------	---	---------

別表男女共同参画協議会委員の項中「男女共同参画協議会委員」を「男女共同参画審議会委員」に改める。

別表（第19条、第22条関係）

施設名	利 用 区 分 及 び 使 用 料			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9:00 ～ 正午	午後1:00 ～ 午後5:00	午後6:00 ～ 午後9:30	午前9:00 ～ 午後9:30
会 議 室	500円	700円	1,000円	2,000円
研 修 室	400円	600円	900円	1,600円
生 活 工 房 室	1,300円	1,600円	2,500円	5,200円